

## 歯周疾患検診未受診者受診勧奨及び効果検証業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下、「県」という。）が発注する「歯周疾患検診未受診者受診勧奨及び効果検証業務」を受注する者（以下、「受託者」という。）の業務について、必要な事項を定める。

### 1 業務名

歯周疾患検診未受診者受診勧奨及び効果検証業務

### 2 目的

県内市町における歯周疾患検診受診率は、低い値で推移しており、市町間においても受診率に格差があることが課題となっている。

そのため、モデル市町として選定された県内2市町（以下、「モデル市町」という。）を対象に、国民健康保険被保険者の歯周疾患検診未受診に関する現状と課題について分析し、未受診者に対してナッジ理論を活用した受診再勧奨を行うことで歯周疾患検診の受診率向上を図る。

また、対象者の勧奨後の受診傾向等を分析し、効果的な受診勧奨の手法等について、今後、他市町へ情報共有し県全体の受診率の向上を図る。

### 3 委託期間

契約締結日から令和6(2024)年3月15日(金)まで

### 4 業務内容

#### (1) モデル市町の調査

モデル市町の担当者に対して現状ヒアリング・課題の整理を行うこと。

#### (2) 勧奨対象者の分類方法の提案

(1)に基づいて、県・モデル市町の担当者と調整し、効果的な受診勧奨を実現するための分類方法の提案を行うこと。

#### (3) 歯周疾患検診受診勧奨ハガキ（以下「ハガキ」という）の作成・送付

ア 圧着ハガキを原則とし、分類した対象者ごとの特性に応じた版面デザインをベースとし、ナッジ理論を取り入れたデザイン構成とすること（作成するハガキのパターン数・ページ数については、(1)に基づいて県・モデル市町と調整のうえ決定すること。）。

イ 県及びモデル市町の担当者と調整し、デザイン校正を行うこと。

なお、モデル市町の要請に応じて、ハガキデザイン決定の校正対応を行うこと。

ハガキのデザインのサンプルは、PDF等のイメージデータを受託者が作成しモ

デル市町の担当者に確認を行い、決定（校了）とすること。

ウ モデル市町から受診勧奨対象者の宛名ラベルの提供を受け、作成したハガキを対象者宛て送付すること（ラベルの貼付・ハガキの発送にかかるすべての経費を委託料に含む。）。

・県内2市町 対象者想定総数 5,500 枚程度

(4) アンケートの作成・送付

ア ハガキ送付後、当該事業による効果の検証を行う際に必要となる情報を収集するため、受診者向けのアンケートを作成すること。

なお、アンケートの収集は、モデル市町が対象歯科医院にアンケート収集の協力を依頼し、一定期間経過後に回答用紙をモデル市町へ返送してもらう方法により行うことを想定している（モデル市町から対象歯科医院に送付するアンケート用紙・返送用レターパック、およびその発送にかかるすべての経費を委託料に含む。）。

・県内2市町 対象歯科医院総数 55 院程度

イ アンケートの作成にあたっては、県及びモデル市町の担当者と調整すること。

(5) 効果検証及び他の市町事業に活用できる取組のまとめ

ア 当該事業で勧奨対象となった被保険者の受診状況やアンケートの集計・分析等を実施し、受診勧奨の効果等について検証すること。

イ 検証結果については、課題及び改善策の提案を併せてとりまとめ、県に提出すること。なお、報告書の内容については、今後他の市町が活用する際に参考となるよう取組内容やその効果を章立てでまとめ、図等を用いた分かりやすい構成とすること。特に、今回用いたナッジ理論を用いた箇所およびその手法を具体的に示し、その効果を分析・評価した結果も含めること。

5 成果物の提出

以下の成果物を栃木県保健福祉部健康増進課に提出すること。

ア 制作物一式	1 部
イ 事業の報告書	2 部
ウ 成果品データを収めた記録メディア（CD-R等）	1 部

6 想定業務スケジュール

- (1) 令和5年8～9月頃：モデル市町の調査
- (2) 令和5年9月頃：勧奨媒体案の作成
- (3) 令和5年9月頃：アンケートの作成
- (4) 令和5年10～12月頃：受診勧奨及び受診状況確認期間
- (5) 令和6年1～2月頃：アンケートの集計・分析
- (6) 令和6年3月頃：報告書の作成

## 7 事業の推進体制

本業務について、受注者の組織内に担当者を配置するとともに、円滑な事業の推進のため、県と受注者による打合せを行うものとする。

## 8 権利の帰属

- (1) 著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。以下「著作権」という。）をはじめ、本業務に係り発生した一切の権利は、原則、県に帰属する。
- (2) また、乙は著作者人格権（著作権法第 18 条第 1 項、第 19 条第 1 項及び第 20 条第 1 項に規定する権利をいう。）を主張しないものとする。
- (3) 事業に係り作成される報告書等に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」という。）が含まれる場合、受託者は当該著作物の使用に必要な費用負担や使用許諾契約に係る一切の手続きを行うこと。この場合、受託者は、事前に当該既存著作物の内容について県の承認を得ることとし、県は、既存著作物等について当該許諾条件の範囲で使用するものとする。
- (4) 事業に係り第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争が生じた場合には、当該紛争の原因が専ら県の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理すること。この場合、県は係る紛争の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講ずる。
- (5) イラスト等の使用に関しては、著作権の問題が発生しないようにすること。

## 9 その他留意事項

- (1) 業務内容は、企画提案協議での企画書を基本とするが、県との打合せの上で、企画書の内容に修正・調整等を加えて実施する場合がある。
- (2) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度県と協議する。
- (3) 受注者は、県が必要と認めた場合には委託業務の進捗状況について報告するものとする。また、委託業務が完了したときは、遅滞なく業務完了報告書等を発注者に提出するものとする。
- (4) 本業務の実施に際して、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。

業務実施のための個人情報の取扱いについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律その他の個人情報の保護に関する法令、条例及び規定等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。